

部会及び委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定款第37条の部会及び委員会について必要な事項を定める。

(部会)

第2条 部会は、次の各部会とし、正会員をもって構成する。

- (1) 浄化槽製造部会 定款第5条第1項第1号アの正会員
- (2) 浄化槽工事部会 定款第5条第1項第1号イの正会員
- (3) 浄化槽維持管理部会 定款第5条第1項第1号ウの正会員
- (4) 環境事業部会 定款第5条第1項第1号エの正会員

2 部会長及び副部会長は、部会ごとに、各部会に属する理事の互選によって選出する。

3 部会の会議は部会長が招集する。

4 その他部会に関する事項は、必要に応じて別に定めることができる。

(加入手続)

第3条 正会員は、次の各号に掲げる部会ごとに、その事項を証する書類を定款第6条の入会申込書に添付しなければならない。

- (1) 浄化槽製造部会
浄化槽法に基づく浄化槽製造業者
- (2) 浄化槽工事部会
浄化槽法に基づき滋賀県知事に登録若しくは届出をした浄化槽工事業者又は滋賀県知事に登録若しくは届出をしようとする者でその必要条件に適合するもの
- (3) 浄化槽維持管理部会
浄化槽法に定める滋賀県内の浄化槽清掃業者及び滋賀県条例に定める浄化槽保守点検業者又は滋賀県知事に保守点検業者の登録をしようとする者でその必要条件に適合するもの
- (4) 環境事業部会
生活環境関連事業を業とする者
- (5) 前各号に定めるものの外、特に部会から推薦があり、理事会に置いて承認された者

(協会役員候補者の推薦)

第4条 各部会は、相互に不干渉・平等の精神に則り、部会ごとに理事候補者及び監事候補者を推薦するものとする。

2 前項の候補者の人数は、各部会とも、理事にあつては3人以内、監事にあつては1人までとする。

3 第2条の定めにより選出された部会長は、副会長候補者とする。

(委員会)

第5条 委員会は、別表のとおりとし、正会員及び特別会員の中から会長が理事会の同意を得て委嘱する委員をもって構成する。

2 委員会の構成、定員等は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 第2条の各部会ごとに2人までの委員で構成し、委員会の定員は8人以内とする。

(2) 技術委員会及び法定検査運営委員会 第2条第1項第1号から第3号までの部会からそれぞれ2人以内の委員で構成し、委員会の定員は6人以内とする。

(3) 生活環境事業委員会 第2条第1項第4号の部会に属する委員で構成し、委員会の定員は6人以内とする。

(4) 前各号に掲げる定員は、第1項の規定によって特別会員の中から委員が委嘱された場合はその人数だけ増加したものとみなす。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、所管の審議事項について理事会に報告しなければならない。

6 特に必要があると認めるときは、特別委員会を設けることができる。

7 その他委員会に関する事項は、必要に応じて別に定めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の設立の登記の日から施行する。

(別 表)

委員会の種別及び審議事項

総務委員会

1. 定款に関する事。
2. 事業計画及び予算に関する事。
3. 決算及び財産目録に関する事。
4. 部会及び委員会に関する事。
5. 事務局の人事及び規程に関する事。
6. 協会運営に関する事。
7. 広報及び協会活動に関する事。
8. 総会及び理事会に関する事。

技術委員会

1. 浄化槽の構造に関する事。
2. 浄化槽の工事検査に関する事。
3. 浄化槽の設置申請に関する事。
4. 浄化槽の諸問題の相談に関する事。
5. 浄化槽の講習会、研修会に関する事。
6. 浄化槽の技術者登録に関する事。
7. 浄化槽の維持管理に関する事。
8. 浄化槽に係る官公庁・団体との調整に関する事。
9. 浄化槽に係る苦情処理、紛争処理に関する事。

法定検査運営委員会

1. 浄化槽の検査事業計画に関する事。
2. 浄化槽の検査事業の予算、決算に関する事。
3. 浄化槽の検査手数料に関する事。
4. 浄化槽検査員の任免に関する事。
5. 浄化槽検査の実施要領に関する事。
6. その他浄化槽の検査に関する事。

生活環境事業委員会

1. 生活環境関連施設および事業に関する調査、研究に関する事。
2. 水処理技術等生活環境に係る新しい技術に関する事。
3. 生活環境関連事業と調整に関する事。
4. 産学官各研究機関等との連携に関する事。